

令和3年9月30日

報道発表資料

緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について

緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について、別紙のとおりといたしますので、お知らせいたします。

<問合せ先>

川崎市総務企画局危機管理室 青柳担当

電話 044(200)0514

FAX 044(200)3972

令和3年9月30日

緊急事態宣言解除後における本市行政運営方針について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和3年7月30日（金）に政府から発出された緊急事態宣言は、令和3年9月30日（木）をもって解除されます。

本市では、緊急事態宣言下の中、市民の協力のもと、感染防止対策を徹底することで、市内におけるまん延防止に努めてまいりました。しかしながら、未だ終息には至っていないことから、緊急事態宣言解除後においても気を緩めず、引き続き感染拡大防止対策を徹底し、感染者数のリバウンドや医療のひっ迫防止に努め、社会経済活動の維持との両立を図っていく必要があります。

こうしたことから、緊急事態宣言解除後、以下の方針に基づき行政運営を行ってまいります。

- 1 本市が主催するイベント等については、国、関係機関が定めるガイドライン等も踏まえながら実施の判断をする。なお、指定管理者が実施するイベント等についても同様の取扱いを原則とする。
- 2 本市が管理する市民利用施設（スポーツセンター、市民館、図書館、文化施設、こども文化センター、老人いこいの家、屋外スポーツ施設等）については、感染者数のリバウンドによる医療機関等のひっ迫を防ぐための段階的緩和措置として、10月24日（日）まで利用時間を最大21時までとする。ただし既予約分については、利用者との調整が困難な場合はこの限りではない。具体的な利用時間については各施設の特性に応じて決定する。
なお、施設の利用形態については、各施設の判断により、必要に応じて、一時閉鎖又は一部利用休止することができる。
利用予約について、新型コロナウイルス感染症を理由としたキャンセル料は、引き続き徴収せず、事前に納付されている使用料（利用料金）は全額返還する。
- 3 市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、看護短期大学については、引き続き感染症対策を徹底した上で通常の教育活動を実施する。
- 4 保育所等については、引き続き感染防止を徹底したうえで開所する。なお、保育所等の登園自粛要請については、本日（9月30日）をもって解除する。
- 5 わくわくプラザについては、引き続き感染防止を徹底したうえで実施する。

6 保健衛生・医療対策等の業務に関する職員の応援体制について、応援を必要とする職場や応援人員を出す職場の業務状況等を勘案しながら、適切に対応する。

また、今後の感染者数や医療体制の状況を注視しつつ、庁内においては、引き続き、縮小・休止できる業務の検討を進めておく。

7 業務の実施に当たっては、3つの密（密閉、密集、密接）を徹底的に避け、「人と人との間隔の確保」や「マスクの着用」、「手洗い」や「換気」などの基本的な感染対策を継続する。

（その他）

新型コロナウイルス感染症対策本部会議及びプロジェクトチームについては、緊急事態宣言解除後についても体制を維持し、必要に応じて招集することとする。